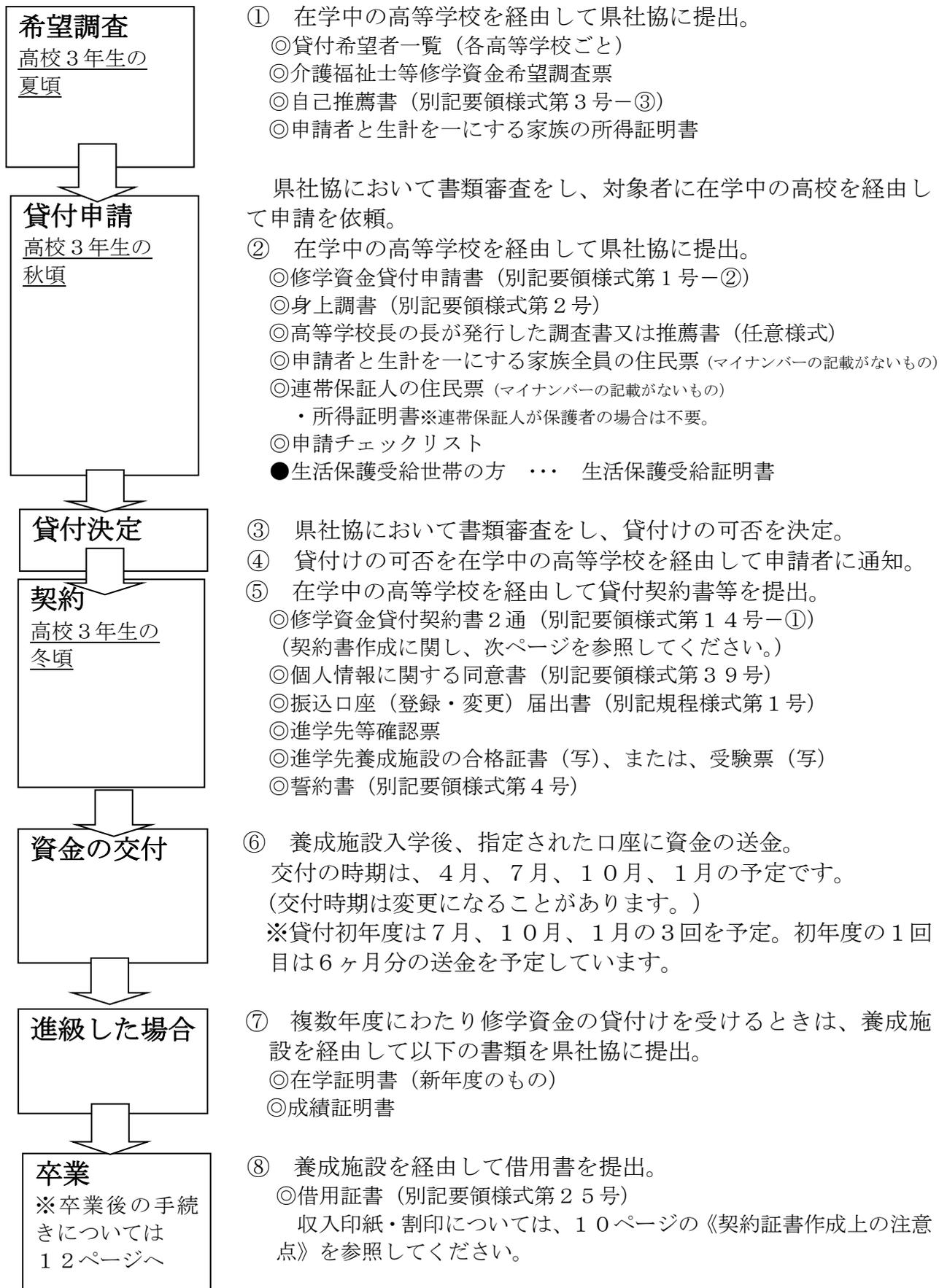


# 修学資金の手続きについて

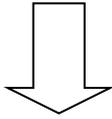
## 1 貸付申込み～卒業までの手続き

### (1) 高校在学中に申請する場合

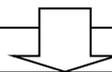


## (2) 養成施設（大学・専門学校等）在学中に申請する場合

希望調査  
4～5月頃



貸付申請  
6～7月頃



貸付決定



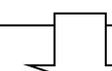
契約  
8月頃



資金の交付



進級した場合



- ① 在学中の養成施設を経由して県社協に提出。
- ◎貸付希望者調査表（各養成施設ごと）
  - ◎自己推薦書（別記要領様式第3号-②）
  - ◎申請者と生計を一にする家族の所得証明書

県社協において書類審査をし、対象者に在学中の養成施設を経由して申請を依頼。

- ② 在学中の養成施設を経由して県社協に提出。
- ◎修学資金貸付申請書（別記要領様式第1号）
  - ◎身上調書（別記要領様式第2号）
  - ◎推薦書（別記要領様式第3号-①）
  - ◎申請者と生計を一にする家族全員の住民票（マイナンバーの記載がないもの）
  - ◎誓約書（別記要領様式第4号）※日本国籍の方のみ。
  - ◎申請チェックリスト
  - ◎連帯保証人の住民票（マイナンバーの記載がないもの）
    - ・所得証明書※個人の連帯保証人の場合
  - 【法人の連帯保証人の場合】
  - ◎登記事項証明書
  - ◎前年度から2カ年分の決算書
  - ◎個人の連帯保証人になることについて、法人の事業として位置づけを行ったことがわかる書類（定款又は寄付行為の写し、法人が原本証明したもの）
  - 【外国人留学生を含む外国籍の方】
  - ◎在留カードの写し
  - ◎所得証明書を提出できない場合、そのことについての弁明書
  - 生活保護受給世帯の方 …… 生活保護受給証明書
  - 中高年離職者として申し込む方 …… 離職証明書
  - ※中高年離職者 …… 入学時45歳以上かつ前職離職後2年以内

- ③ 県社協において書類審査をし、貸付けの可否を決定。

- ④ 貸付けの可否を在学中の養成施設を経由して申請者に通知。

- ⑤ 在学中の養成施設を経由して貸付契約書等を提出。
- ◎修学資金貸付契約書2通（別記要領様式第14号-①）  
（契約書作成に関し、10ページを参照してください。）
  - ◎個人情報に関する同意書（別記要領様式第39号）
  - ◎振込口座（登録・変更）届出書（別記規程様式第1号）

- ⑥ 指定された口座に資金の送金。

交付の時期は、4月、7月、10月、1月の予定です。  
（交付時期は変更になることがあります。）

※貸付初年度は9月、10月、1月の3回を予定。初年度の1回目は6ヶ月分の送金を予定しています。

- ⑦ 複数年度にわたり修学資金の貸付けを受けるときは、養成施設を経由して以下の書類を県社協に提出。
- ◎在学証明書（新年度のもの）
  - ◎成績証明書

卒業

- ⑧ 養成施設を經由して借用書を提出。  
◎借用証書（別記要領様式第25号）  
収入印紙・割印については、10ページの《契約証書作成上の注意  
点》を参照してください。